

# 第4回定例会 会議録

会期 自 令和 7年12月 9日

至 令和 7年12月17日

(9日間)

## 第4回定例会会議録目次

議事日程	(審議結果)	2
	一般質問通告書	3
第1日	(招集、報告、上程、説明、質疑、討論、委員会付託)	
	招集挨拶・報告	6
	議第67号～72号(条例)	9
	議第73号～78(補正予算)	11
	議第79～80号(事件)	13
	陳情第6号	14
第5日	(一般質問)	
	第6番 井出 光 議員	15
	第4番 渡邊 亜子 議員	17
	第3番 古原 和哉 議員	27
	第9番 大西 たま子 議員	31
	第5番 渡邊 正 議員	35
第7日	(質疑、討論、採決、委員長報告、追加議案)	
	議第67号～72号(条例)	38
	議第73号～78(補正予算)	40
	議第79～80号(事件)	43
	陳情第6号	45
	(追加議案)	
	議第81号～83号(条例)	46
署名		49

令和7年 川上村議会 第4回 定例会議事日程

日 番 程 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	会議録署名議員の指名 7番議員 8番議員											
第 2	会期の決定 ( 12月9日～12月17 日までの 9日間)											
第 3	諸般の報告											
	(1) 村長の招集挨拶及び行政報告											
	(2) 議長報告											
	(3) 一部事務組合報告											
	(4) 監査報告											
第 4	一般質問 (別紙通告書のとおり)											
第 5	議第67号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 6	議第68号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 7	議第69号 川上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 8	議第70号 川上村火入れに関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 9	議第71号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 10	議第72号 川上村営バス設置条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 11	議第73号 令和7年度川上村一般会計第3回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 12	議第74号 令和7年度川上村営バス事業特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 13	議第75号 令和7年度川上村特別住宅特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 14	議第76号 令和7年度川上村国民健康保険特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 15	議第77号 令和7年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 16	議第78号 令和7年度川上村介護保険事業特別会計第1回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 17	議第79号 南佐久郡教育支援委員会共同設置規約の一部を改正する規約について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 18	議第80号 財産(土地及び建物)の取得について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 19	陳情第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

追加1

日 番 程 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	議第81号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 2	議第82号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 3	議第83号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 4	委員会の議会閉会中の継続調査の件											

令和7年川上村議会第4回定例会一般質問通告書

通告番号	質問要旨	質問者	所要時間	答弁者
1	<p><b>1. 川上犬の保存について</b></p> <p>(1) 川上犬大舎の建設規模と進捗状況はどうなっているのか。また、犬舎での飼育方法はどのような予定か。</p> <p>(2) 川上犬の村内及び村外の繁殖状況はどうなっているか。また、川上犬保存会の活動はどんな活動をしているのか。</p>	第6番 井出 光	15分	教育振興課長
2	<p><b>1. メガソーラー事業に対する川上村の対応について</b></p> <p>(1) 長野県条例「地域と調和した太陽光発電事業の推進条例」を踏まえ、川上村としてメガソーラー事業に対して今後どのような姿勢で臨むのか。また、森林を大きく切り開いてまで行う開発について、環境や景観、防災の観点からどのように考えているのか。</p> <p>(2) メガソーラーを含む大規模開発から村の自然と暮らしを守るため川上村独自のルールや条例の制定が必要と考えるが、今後どのように検討していくのか。</p>	第4番 渡邊 亜子	20分	村長 産業課長
	<p><b>2. 外国人・外国法人や活動実態が不透明な団体による不動産（土地・家屋）の取得について</b></p> <p>(1) 近年、外国人・外国法人や活動実態が不透明な団体による不動産取得により、地域住民との間で軋轢が生じるなど全国的な問題となっている。川上村の土地（水源地含む）と自然を将来にわたり守るためには、現状把握と必要なルールづくりが重要であると考えているが、村として現在、土地の取得や利用に関してどのようなルールがあるのか。また、ない場合にはどのようなルールや仕組みが望ましいと考えているのか。</p>		20分	総務課長
	<p><b>3. 公民館副館長選任における地区持ち回り、男性固定の現状について</b></p> <p>(1) 現在、公民館の副館長は2名いるが男性に偏っている現状と認識について川上村公民館では、副館長2名が地区持ち回りで選任され、そのほとんどが男性2名という体制であり、過去に女性が選任されたのは1度だけであった。これまで女性が副館長として参画してこなかった理由を村としてどのように把握、認識されているのか。</p> <p>(2) 来年度の公民館体制における女性参画の具体的な検討について これまでの現状と積極的な女性登用の観点から、副館長2名のうち1名を女性とすることも含めた公民館体制の検討が必要と思うが、村としての考えは。</p>		15分	生涯学習課長
3	<p><b>1. 川上村の財政の現状と今後の見通しについて</b></p> <p>(1) 持続可能な村づくりには、自主財源の確保が重要になると考えられる。自主財源の確保に対して、村としてどのような施策を行っているのか。</p> <p>(2) 地方交付税等が減少した場合、村の財政にどのような影響が出ると考えられるか。また、5年後の村の財政状況のシミュレーションは可能か。</p> <p>(3) 川上村のふるさと納税は、どのようなことをやっているのか。</p>	第3番 古原 和哉	40分	税財政課長 総務課長
4	<p><b>1. 甲武信ユネスコエコパークについて</b></p> <p>(1) 甲武信ユネスコエコパークに認定されて6年が経過したが、これまでどのような取り組みを行ってきたのか。</p> <p>(2) 甲武信ユネスコエコパークのブランドを活かし、観光経済活動を進めるべきと考えるが、これからどのような計画を進めていくのか。</p>	第9番 大西 たま子	20分	産業課長
5	<p><b>1. 植樹祭で植林した樹木の管理について</b></p> <p>(1) 毎年実施される植樹祭において植樹された樹木はどのように管理されているのか。</p> <p>(2) 植樹後の生育状況や野生動物の食害状況（過去5年程度）は、どのような状況か。</p>	第5番 渡邊 正	15分	産業課長

招集年月日	令和7年12月9日			
招集の場所	川上村議事堂			
会期	令和7年12月9日 午前10時00分から 令和7年12月17日 午前10時46分まで			
出席議員	1番	中嶋 治樹	6番	井出 光
	2番	川上 真人	7番	由井 基治
	3番	古原 和哉	8番	林 克比古
	4番	渡邊 亜子	9番	大西 たま子
	5番	渡邊 正	10番	由井 秀樹
欠席議員	なし			
不応招議員	なし			
会議録署名議員	8番 林 克比古		9番 大西 たま子	
地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長 由井 明彦 副 村 長 中嶋 昌哉 教 育 長 藤原 克朗 会 計 管 理 者 原 恭司 総 務 課 長 由井 正一 税 財 政 課 長 高見澤 光 むらづくり推進課長 原 岳司 産 業 課 長 藤原 英紀		建 設 課 長 加藤 明男 保 健 福 祉 課 長 由井 康奈 診 療 所 事 務 長 中嶋 豊 保 育 所 長 篠原 正和 教 育 振 興 課 長 長崎 治 統 合 小 学 校 推 進 室 長 遠藤 亮治 生 涯 学 習 課 長 原 達也	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出 智博 書 記 日向 秀仁			
会議の経過	別紙のとおり			

## 令和7年川上村議会第4回定例会（第1日）

令和7年12月9日  
開会 午前10時00分

### 開 会 宣 言

- 議長（由井秀樹君） おはようございます。  
本日は全員の出席を得ております。  
ただいまから令和7年第4回定例会を開会いたします。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（由井秀樹君） それでは、日程により議事を進めます。  
最初に、会議録署名議員を指名いたします。  
8番 林克比古君、9番 大西たま子さんを指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

- 議長（由井秀樹君） 続いて、会期の決定についてお諮りをいたします。  
会期につきましては、過日12月3日の議会運営委員会で検討されましたので、その結果を、議会運営委員長から報告を求めます。  
議会運営委員長 渡邊 正君。
- 議会運営委員長（渡邊 正君） おはようございます。議会運営委員会から第4回定例会の運営につきましてご報告いたします。  
12月3日及び本日役場で議会運営委員会を開催いたしました。最初に会期でございますが、本日9日から17日までの9日間といたしました。  
一般質問は、12月12日に予定しまして、通告順については、議案集綴り込みのとおりでございます。  
上程される議案は、条例案が6件、令和7年度各会計補正予算案が6件、その他の案件2件、陳情1件の計15件です。  
すべての案件について本日上程し、17日に質疑、討論、採決の予定であります。  
慎重な審議と議論またスムーズな議会運営にご協力をお願いしまして、報告といたします。以上です。
- 議長（由井秀樹君） 議会運営委員長より、会期は本日12月9日から12月17日までの9日間とする旨の報告がございました。  
委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、委員長報告のとおり、本日から 12 月 17 日まで 9 日間と会期を決定いたします。

### 日程第 3 諸般の報告

#### (1) 村長招集挨拶及び行政報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、諸般の報告に入ります。

最初に、村長招集挨拶及び行政報告を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） おはようございます。

はじめに、昨夜青森県東北を中心とする最大震度 6 強の地震が発生したわけでございます。被害の詳細等ははっきりしていませんが、この地震により被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。非常に寒くなってからの災害でございます。避難等においては体調管理に充分気を付けていただきたいと思います。

一言招集のご挨拶を申し上げます。

12 月に入り、朝晩の冷え込みもいよいよ厳しくなり、季節の移り変わりは早いもので、今年も残すところ 20 日あまりであります。

まず、初めに、わたくし事で申し訳ございませんが、頸椎椎間板ヘルニアにより 6 月 23 日から 9 月 30 日まで、療養期間をいただき、治療に専念して参りました。この間、村民の皆さま、また、議員の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしました事、改めてお詫び申し上げます。

また、わたくしの不在中、行政の停滞を招く事無く努めていただいた副村長をはじめ職員の皆さまにも感謝するしだいでございます。おかげを持ちまして、通常的生活・公務ともに支障なく活動できるようになっております。

さて、1 年を振り返ってみますと、日本人の主食である米の不足により、米価格高騰が続き、政府は 5 月に備蓄米の放出を開始しました。「令和の米騒動」と言われたこの状況は、国がおこなってきた稲作に対する政策転換を検討する機会となりましたが、未だ着地点は見え不透明な状況が続いています。今回の状況は、農業を基幹産業とする本村にとっても決して他人事では無く、需要と供給のバランスが崩れる事により起こる収入の不安定さは、農業を続けていくうえで大きな課題となっているところです。

本村における話題としましては、油井亀美也宇宙飛行士が 2 度目の ISS 長期滞在をしております。8 月 2 日の打ち上げ時には、パブリックビューイングを開催し大勢の皆さまにご参加いただきました。また打ち上げ以降も、ISS が日本上空を通過する際に手を振るイベントなどを開催し機運を盛り上げてきたところです。

そして、11 月 17 日にメインとなる交信イベントが開催され、子ども達を中心に村内

外から多くの皆様にご参加いただき、成功裏に終わりましたことに改めて感謝申し上げます。亀美也さんも元気そうな姿を見せてくれており、今後に期待するところでございます。

さて、本日、令和7年川上村議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともにお忙しい中、皆様のご出席を得て開会できますことに、まずもって御礼申し上げます。

#### 【村政を取り巻く情勢について】

さて、今議会に提出いたしました議案の説明に先立ちまして、最近の村政を取り巻く情勢などについて申し上げます。

はじめに、国政の動きについてであります。

7月に行われた、参議院議員通常選挙において、政権与党である自公が過半数割れとなり、9月に石破政権が退陣となりました。これを受け自民党総裁選がおこなわれ、高市早苗総裁が選出され、その後公明党の離脱、維新の与党参加など紆余曲折ありながらも日本憲政初の女性の総理大臣誕生となったところです。

高市政権においては、「責任ある積極財政」を掲げ強い経済を目指した政策が中心となり、物価高対策や成長投資に力を入れるとしており、現在国会において「物価高への対応・成長投資による強い経済の実現」を軸に、約18兆3千億円の補正予算が審議されています。今回の補正予算の中には、物価高騰対策として重点支援地方交付金の追加や、電気・ガス代の支援対策、また、子育て世帯への手当支給が盛り込まれています。これらの政策につきましては、自治体において対応すべき内容もありますので、今後の動向に注視しながらも決定後は速やかに対応できるよう整えて参ります。

続いて、国の来年度予算についてです。

各省庁からの概算要求の総額は、社会保障費の増大などを背景に年々増加しており、令和8年度は、過去最大の122兆円となっております。政府は、来年度予算編成にあたり、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗いなおし、予算の大胆な重点化を進めることとしており、強い経済の実現に向けた予算措置を講じるとしております。

本村においても、来年度予算に向けて、主要事業の検討・精査を始めております。国からの交付金や補助金は、村の重要な財源となりますので、国の当初予算を見極め、積極的かつ安定的な財源確保に努めて参りたいと思います。

つぎに、村内の動きですが、先般、各地区の行政連絡員の皆様から地区要望を頂戴しました。道路、水路から交通安全施設に至るまで様々な要望をお聞きしており、速やかに検討し、出来るところから着手するよう、各課へ指示を出したところです。

最後に、今年の野菜生産について申し上げます。

村内3農協の販売金額は、合計で約170億円となり、昨年対比97%となりました。また、出荷数量につきましては昨年対比約104%となっております。

今年の野菜生産状況は、7月から8月にかけての集中豪雨や電害の影響により、一時期、野菜に影響がありましたが、農家の皆さんの努力と技術により安定した生産量を確保してきたところです。

経費面においては、引き続き資材・肥料等の高止まりは続いており、今後も賃上げ等による経費の高騰が予想される場所ですが、燃料についてはガソリン・軽油ともに暫定税率の廃止が決定しており、大型農耕車を使用する農家にとっては、少しでも経費の低下に繋がれば良いと思っています。

国は価格転嫁の政策を進めていますが、すぐに販売金額に反映されるものでもなく、消費者側と生産者側のバランスを維持することは非常に難しい問題となりますが、価格の高騰と急落が激しい農業は不安定でしかありませんので、村としても国、県と連携し、農家の皆様の声に耳を傾け、必要な施策を検討・提言して参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【提出議案について】

それでは、今議会に提出いたしました議案について申し上げます。

内容は、条例案が6件、一般会計及び特別会計の補正予算案が6件、規約の改正案が1件、財産の取得案が1件の、計14件でございます。

補正予算につきましては、一般会計、特別会計を合わせて、1億3千6百万円余の追加をお願いするものでございます。

主な内容としましては、蕨市休暇村の不動産取得に2千2百万円、村有林整備委託に1千万円、災害復旧費に3千万円余を計上しております。

詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明いたしますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

以上をもちまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## (2) 議長報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、議長報告を申し上げます。

議長報告につきましては、議案集の中に綴り込んでありますので、ご覧をいただきたいと思っております。

### (3) 一部事務組合報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、一部事務組合報告を求めます。

佐久環境衛生組合議会の報告を求めます。

佐久環境衛生組合議会議員 中嶋治樹君。

○南佐久環境衛生組合議会議員（中嶋治樹君） =佐久環境衛生組合議会報告=

### (4) 監査報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、監査報告を求めます。

代表監査委員 林 公上君。

○代表監査委員（林 公上君） =監査報告=

○議長（由井秀樹君） 以上、諸般の報告がございました。

ここで質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですので、諸般の報告を終ります。

### 日程第4 一般質問

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第4 一般質問につきましては、12月12日に予定し

ておりますので、そのようにご了承をお願いいたします。

### 日程第5 議第67号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第5 議第67号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第67号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

### 日程第6 議第68号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第6 議第68号 議第68号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。篠原保育所長。

○篠原保育所長（篠原正和君）　＝議第 68 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第 7　議第 69 号　川上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を求める条例 条例の制定**

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 7　議第 69 号　川上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を求める条例の制定を議題といたします。

説明を求めます。篠原保育所長。

○篠原保育所長（篠原正和君）　＝議第 69 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第 8　議第 70 号　川上村火入れに関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 8　議第 70 号　川上村火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君）　＝議第 70 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第 9　議第 71 号　川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 9　議第 71 号　川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君）　＝議第 71 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第 10　議第 72 号　川上村村営バス設置条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 10　議第 72 号　川上村村営バス設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君）＝議第 72 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

ここで 11 時 00 分まで休憩とします。

(10 時 46 分)

(休 憩)

(11 時 00 分)

休憩を閉じて会議を再開いたします。

### **日程第 11 議第 73 号 令和 7 年度川上村一般会計第 3 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 11 議第 73 号 令和 7 年度川上村一般会計第 3 回補正予算を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君）＝議第 73 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君）＝議第 73 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君）＝議第 73 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君）＝議第 73 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君）＝議第 73 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君）＝議第 73 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君）＝議第 73 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。原生涯学習課長。

○生涯学習課長（原 達也君）＝議第 73 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 以上で、議第 73 号 令和 7 年度川上村一般会計第 3 回補正予算の説明を終わります。

本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

ここで13時15分まで休憩とします。

(11時57分)

(休憩)

(13時15分)

休憩を閉じて会議を再開いたします。

#### **日程第12 議第74号 令和7年度川上村営バス事業特別会計第1回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第12 議第74号 令和7年度川上村営バス事業特別会計第1回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） =議第74号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第13 議第75号 令和7年度川上村特別住宅特別会計第1回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第13 議第75号 令和7年度川上村特別住宅特別会計第1回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第75号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第14 議第76号 令和7年度川上村国民健康保険特別会計第2回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第14 議第76号 令和7年度川上村国民健康保険特別会計第2回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第76号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。中嶋診療所事務長。

○診療所事務長（中嶋 豊君） =議第76号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 15 議第 77 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 1 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 15 議第 77 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第 77 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 16 議第 78 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計第 1 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 16 議第 78 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） =議第 78 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 17 議第 79 号 南佐久郡教育支援委員会共同設置規約の一部を改正する規約について**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 17 議第 79 号 南佐久郡教育支援委員会共同設置規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

説明を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） =議第 79 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 18 議第 80 号 財産（土地及び建物）の取得について**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 18 議第 80 号 財産（土地及び建物）の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第 80 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、12 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 19 陳情第 6 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き  
上げを求める陳情**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 19 陳情第 6 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10%以上の引き上げを求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からしてその審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託します。

**散 会**

○議長（由井秀樹君） 以上で、本日予定した日程はすべて終了いたしました。

なお、この後 14 時 15 分から総合小学校建設懇談会を開催しますので、各委員会室へお集りください。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労様でした。

（散会 13 時 58 分）

## 令和7年第4回川上村定例会（一般質問）

令和7年12月12日

（午前10時00分）

### 日程第4 一般質問

○議長（由井秀樹君） 定刻になりました。

本日は、全員の出席を得ています。これから本日の会議を開きます。

本日は日程第4 一般質問を予定しています。

日程第4 一般質問に入ります。通告順に許可します。

最初に、通告番号1 6番議員 井出 光君。

○6番（井出 光君） おはようございます。通告書に従って質問します。

川上犬の保存についてお伺いします。最初に1番駐車場北側に川上犬の犬舎の建設が進んでいますが、建設規模と進捗状況はどうなっているのか。また犬舎での飼育方法はどのような予定になっているか。

2番目、川上犬の村外及び村内の繁殖状況はどうなっているのか。また川上犬保存会の活動はどんな活動をしているのか。以上、お伺いいたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） おはようございます。よろしく申し上げます。

6番議員さんの川上犬の保存についてのご質問にお答えします。

まず最初に犬舎の規模と進捗の状況です。規模であります。正面から見て横長になっておりまして、横が約5m、奥行き約3.5mの区画2つを連結したかたちで、2区画で横幅が約10mくらいの大きさになります。

柵についてはワイヤーメッシュで高さは約2mで、両サイドに約2mほどの底を設けております。

11月28日に竣工をしまして、建物について引き取りを受けている状況であります。また今後小屋の設置ですとか、物置の設置など飼育管理を整えていく計画であります。

飼育方法についてですが、委託により管理者をお願いするものでありまして、食事や清掃など日常的な管理や、健康観察は主にお願いをします。また保存の観点から繁殖についても協議していきたいと考えております。

なお動物の愛護及び管理に関する法律や犬猫の飼育管理基準などの法令や基準が示されております。この施設が法令の動物の取扱業に該当するものではありませんけれども、法令に準じた飼育も求められると思いますので、留意したいと考えております。

次に2点目の繁殖の状況であります。昨年度は4頭、内訳は雄が2頭、雌2頭です。

今年につきましては3頭が生まれておりまして、内訳は雄2頭、雌1頭となっています。村外からの交配希望もありましたけれども、村外での繁殖は皆無というところであります。また村内のものについてはごく近親でありまして、良い状況とは言えないと思えます。種を守ることを優先しておりまして、なんとか繋いでいるという状況になります。

また川上犬保存会の活動ということですが、主に、繁殖や血統書の発行、県指定個体の推薦、子犬の譲渡などを担っていただいているところです。ここ数年、出生数の激減ですとか、村外個体数の減少などにより業務量が減少していること、会員数の減少などがありまして、必ずしも活発であるとは言えない状況であります。

しかしながら川上犬の保存や活用には、欠くことのできない団体でありますので、今後も保存会の方と協議しながら、推進していかねばいけないと考えています。川上犬の課題は、生き物であるがゆえの困難さや多くの課題を抱えています。多くの皆様のご協力が必要でありますし、教育委員会としても課題に向き合い、保護を進めていきますので、よろしくお願いいたします。」

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。6番井出光君。

○6番（井出 光君） 分かりましたけれども、沖縄の恩納村のレタ助の犬舎というのは、川上犬の犬舎の4～5倍あります。中にいろいろな食物が植わっていて、日陰ができる形になっています。川上犬という冠が付いているので、もう少し立派な犬舎にしてもらって、この間見たら屋根は付いているのですけれども、ほとんど日影は土手に当たっているだけで犬がいる場所がない感じで日陰がない。これから高温になってくるので、アララギとか、石楠花とかそういう木を植栽して自然の日陰ができるかたちで作ってもらいたいと思うので、検討してください。

あと犬舎のまだ15mくらい空き地がありますので、そちらにドッグランを作っていたら、川上犬の交流の場を設けてほしい。川上犬を飼っている人はそこに連れてきて、ドッグランで放して交流できるという話、そうしないと村内に川上犬いてもお互いに知らないで交流もできないので、川上犬の交流でそこから子供が増えていくという可能性も出てくる。

交配のことですが、今県で天然記念物の個体はなくなってしまった。ぜひ交配を進めてもう1回県の指定を受けられるような犬を作りたいと思います。

いま梓山犬血統保存会というのがあるのですけれども、これは元々梓山で育った犬が繁殖されて川上犬保存会とは別の会で、平成6年に8頭生まれている。やっぱり少ないです。こちらの犬は群馬、新潟、埼玉で180頭くらいいるらしいけど、子供が生まれないうことで悩んでいるけれども、いずれどこかで交流をもって、元はどちらも川上

犬で、お互いに意地を張っていないで、交流を持つ必要があると思いますので、どっかの時点で交流を持ってください。

いずれにしても川上犬が絶えないように、現在の状況では絶えてしまう形になりますので、努力をお願いします。取りあえずドッグランについて返答だけをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 規模というようなこともありましたけれども、法令の基準には満たしているということをご理解いただきたいと思います。

あと日陰ということですが、夏までに対策を考えたい。

ドッグランの件です。横にやはり細長く空いている所がありますので、村と相談をして、飼育している方からもドッグランを欲しいということを聞いていますので、検討していきたいと思います。

交配の件についてはなかなか生き物でありまして、難しいことがありますけれども、議員さんのご指摘を踏まえてやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 6番井出光議員。

○6番（井出 光君） もう1点お伺いしたいけれども、飼育の係の方は食事、清掃とか聞いたわけですが、散歩はするのですか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） できればお願いしたいところでありまして、365日、時間の許す範囲となります。ある程度は自由に走り回れる空間がありますのでその辺のところ。あと朝夕には連結している2つを開放するようなかたちで運動量を取ってもらうようなこともお話しておりますので、その辺のところ運動量は確保できているところでもあります。

○議長（由井秀樹君） 6番井出光君。

○6番（井出 光君） 飼育員の方は常駐の方ですか。もし常駐しているのであれば、散歩に関しては村内のボランティア、有志の方を募集、散歩させてもらいたいとそういう方法も検討をお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で、6番議員井出光君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号2 4番議員渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） おはようございます。通告書に従って質問します。

メガソーラー事業に対する川上村の対応についてです。村長と産業課長に伺います。

本村は千曲川の源流域に位置し、森林や水源、景観といった自然環境は村民の暮らしと農業をはじめとする産業を支える大切な基盤です。しかし近年全国では太陽光発電の大規模開発に伴い景観の悪化や土砂流失など様々な問題が相次ぎ社会問題にもなってい

ます。こうした状況を踏まえ次の2点について伺います。

一つ目、長野県条例を踏まえ、川上村としてメガソーラー事業に対してどのような姿勢で臨むのか。また、森林を大きく切り開いてまで行う開発を、環境や景観、防災の面からどのように考えているのか。

二つ目、村独自のルール、条例の必要性について、大規模開発から村の自然と暮らしを守るため、川上村として独自のルールづくりや条例の検討を今後どのように進めていくのか、伺います。

二つ目の質問です。外国人・不透明団体についての土地取得について、総務課長に質問させていただきます。

近年、外国人・外国法人に加え、活動実態が不透明な団体による土地取得が全国的に大きな課題になっております。川上村は水源と森林を大きく抱える中山間地域であり、その地域特性から、外部の団体や目的が不透明な法人から注目されやすい側面があります。国におきましても、土地取引の透明性を高めるため、取得者の国籍情報を把握できる制度を2027年を目途に検討していると承知しております。全国的に土地利用の見える化が求められている中、流れが進んでいる中で、川上村の大切な土地と自然を将来にわたって守っていくためには、現状をどのように捉え、どのような仕組みづくりが必要なのか、今こそ考えていく時期にあると感じております。その観点から質問します。

外国人、外国法人や活動実態が不透明な団体による不動産、土地や家屋の取得の可能性を踏まえ、川上村として土地の取得、利用についてどのようなルールがあるのか。また、ない場合はどのようなルールや仕組みが必要とお考えなのか、総務課長に質問いたします。

三つ目、公民館副館長選任に関する質問を生涯学習課長に質問いたします。

川上村公民館では、副館長2名が地区の持ち回りで選出されてきましたが、私の認識では長い期間の中で女性が選任されたのは1名のみで、ほとんどが男性2名の体制が続いております。このように男女に偏りがある状況が続いてきた理由について、村としてどのように把握し、認識されているか、伺います。これまでの経過と観点から、副館長2名の内1名を女性とすることも含め、公民館体制の見直しが必要かと考えております。

生涯学習課長のお考えを伺います。以上、3点についてよろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 4番議員の「メガソーラー事業に対する川上村の対応について」の御質問にお答えいたします。

国におきましては、地球温暖化対策の推進及び持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入が積極的に進められているところでございます。一方で、大規模発

電設備の設置に伴い、自然環境の破壊や土砂災害の危険性、景観への影響、さらには住民生活への支障といった懸念が指摘されているところであります。十分に認識しているところでございますが、長野県におきましては、地域と調和した太陽光発電事業を推進するための条例が制定されておりますが、本村独自の条例につきましては、現時点では制定に至っていない状況でございます。

全国的には、大規模発電事業を巡り、地域住民とのトラブルが発生している事例も報告されているところであります。こうした状況を踏まえ、本村におきましても、独自条例の制定に向けた調査あるいは研究を進めて参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、村といたしましては、再生可能エネルギーの普及促進という国の方針に協力しつつ、村民の皆さまの安全確保と良好な生活環境の保全を最優先に取り組んでまいり所存でございます。今後も、地域との調和を図りながら事業が適切に進められるよう、必要な施策を総合的に展開してまいります。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） 私からは川上村独自のルールや条例を今後どのように検討していくかについてお答えいたします。

先ほど村長が申し上げましたとおり、本村におきましては、メガソーラーを含んだ大規模発電設備の設置に関する村独自の条例につきましては、現時点では制定していない状況でございます。現制度といたしましては、まず森林法に基づき、立木の伐採を行う際には、村へ伐採及び造林の計画を提出することが義務付けられております。村におきましては、届出内容が本村の森林整備計画に適合しているか確認し、必要に応じて計画変更などの指導を行っているところでございます。

さらに、面積が1ヘクタールを超える形質変更や保安林の伐採については県の許可が必要であり、特に太陽光発電設備の設置を目的とする場合には、面積が0.5ヘクタールを超える場合に許可が必要とされております。

また、土地の形質変更につきましては、川上村自然保護環境保全条例により、面積が0.3ヘクタールを超える場合には届け出が必要となっており、本村の自然環境の保全と生活環境の維持を図るための規定が設けられているところでございます。

村内には現在、旧ゴルフ場跡地を利用した現在2か所のメガソーラーが設置されております。設置時には当時の法令を遵守しており、地元の説明同意の許、現時点では特段の問題は発生していない状況でございます。しかしながら、近隣自治体におきましては、大規模発電事業を巡り、地域住民とのトラブルが発生している事例が多く報告されているところでございます。

現段階では、本村において新たにメガソーラーのような大規模施設の設置が検討されているとの情報は把握しておりません。しかし、本村は山林・原野・農地の面積が広く、地形的にはメガソーラーの設置場所として注目される可能性は否定できないと考えております。

森林法や農地法、その他の関連条例により一定の規制はなされておりますが、既存の法令では十分に対応しきれない部分があることも事実でございます。防災上の観点はもとより、本村の自然保護、さらには農業振興の視点からも、今後はより明確なルールづくりが求められる時代に来ていると認識しております。

議員よりご指摘いただきました点も踏まえつつ、今後、本村独自の条例制定について、県の制度改革等の動きを含め、検討を進め、村の豊かな自然を守り、村民の皆さまが安全に安心して暮していけるよう、必要な施策を講じて参りたいと考えております。

以上であります。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） 産業課長のお答えありがとうございました。

近隣の例等、県条例を含めたご説明をいただき理解いたしました。全国的には事業者と地主だけで話が進んでしまい、自治体や地域が後手に廻るケースが多く報告されています。さらに今年3月の総務省の調査では全国の市町村の約4割で太陽光発電に関するトラブルが発生したことが明らかになっています。

またちょうど昨日の新聞記事には富士見町の事例として、造成地から産業廃棄物が見つかり、許可が取り消されるという深刻なケースが報じられておりました。

川上村は源流域であり、森林、水源、景観は村の未来そのものです。そのためできるだけ早い段階で村へ相談していただき、併せて地区への丁寧な説明が確実に行われる仕組みを整えることが重要だと考えております。未来の川上村を守るためにも、こうした運用について今後の検討をお願いして産業課長への質問はここまでとします。

次に村長のご答弁から、村では慎重に対応していく姿勢を示していただき、大変心強く思います。全国では住民説明の不足や土砂流失など太陽光発電をめぐる問題が相次いでおり、国も規制強化をする方向で動き始めていると報道されております。自治体としても早め備えが求められている時期と感じています。

現在村内にある2つの太陽光発電所は地域と協力しながら適切に管理されており、私も否定するものではありません。ただ新たに大規模な開発となれば、本村の自然環境や暮らしに大きな影響が及ぶ可能性があります。こうした影響の大きさを踏まえ、村長の基本政策に上げる企業誘致の中に、メガソーラー事業を位置づけるかどうかは川上村の将来を左右する重要な判断になると考えております。

そこで村長に伺います。川上村として大規模太陽光発電事業を今度どのように位置づけるか、そしてメガソーラーを企業誘致の対象とするのかどうか、この点について村長の明確なお考えをお聞かせください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） ただいまのご質問でございます。

渡邊議員が申されたとおりここは千曲川源流の村でございます。きれいな水を下流に流す義務があるわけでございます。そんな面から考えてみましても、私自身がソーラーを進める気はありません。ただしどうしてもという、そんな業者がいれば、また業者に会って、皆さん方と相談をしながら進めるということも視野には入れております。

しかしながら昨今は電力が安くなっているということで、当時の4分の1ということでございます。おそらくこの2箇所のメガソーラーは40円くらいだったと思います。今は10円を切っているような状況でございます。果たしてメガソーラーがこれから普及するかということ少し疑問を抱いているところであります。

今の新潟県の県知事も原子力発電所を再開する案を出しました。また北海道の方でもそんな知事が再開するという案も出ております。そんな関係上電気そのものがまただいぶ余ってきて将来にはもっと安くなる可能性もあると考えておりますから、メガソーラー自身が果たしてそんなに儲かるものかというところで疑問を抱いているところでございますが、とにかく再生可能な身近なエネルギーでございますから、そんなにも毛嫌いなできないというのが自分の考えでございます。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） 村長から大規模太陽光発電には慎重に臨むという姿勢、メガソーラーを企業誘致として積極的に進める考えはないという方向性を示していただき大変心強く受け止めました。

県の条例を見ますと、条例にはないが、条例に準ずる規制という規則がありまして、かなり森林が多い長野県で、かなりの条例に準ずる規定がされていると思いますが、かといってもうひとつの面では再生可能エネルギーということで、補助金制度も存在しております。ですからいろいろな意見を聞いていただき、今後もしそういう話が来た場合は、とにかく村の安全な暮らしを最優先していただくということでお願いしたいと思います。

川上村の未来にとっては村長のご判断が非常に重要になると考えております。村民の皆さんが心配することなく暮らしを続けられるよう村として明確な方針が示されることを期待し、私の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 4番議員の1項目目の質問を終結します。

続いて、答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 通告番号4番渡邊議員の質問に対して、2問目ですけれども、外国人・外国法人の活動実態が不透明な団体による土地やまた水源地を含む土地と自然を将来にわたり守るためには、どのような対策、ルールが望ましいかという質問でございますけれども、お答えさせていただきます。

大規模開発や、一定以上の規模の開発を計画している場合には、開発の許可申請等が必要になってきます。先ほど産業課長が申しあげましたけれども、森林の例で申しあげますと、伐採した場所に、また植栽するのか、植栽はせずに自然に樹木が生育するのを待つのか、といった自然的なものですけれども、こちらの森林の伐採は届出のみが必要となっております。

仮に、森林を伐採して畑等の農地へ変更しようとする場合、0.3ha以上、1ha未満は森林の伐採届くと、さらに土地の形質変更の申請が必要となります。

1ha以上を森林から、畑等の農地へ変更しようとする場合は、村と協議の上、県に許可申請が必要となってきます。どのような開発を予定しているのかを示したうえでの許可となりますが、畑等からの排水処理等も考えなければならず、自家処理が必要となり、地下浸透する場所や、地下や地上から見えるような形での、遊水地や水をためておける対策を敷地内にしなければいけないといった対策が必要な場合も出てきております。

また、建物の建築においては、建築確認申請を村に提出し、それを県へさらに申請することで、建物の建築には許可が出るようになります。この際に、建設課とも協議し、上水道のひきこみや住宅地への進入路等を加味して、建築に適していて許可が出せる場所なのかを審査しております。

議員の指摘のように村から意見が言える許可が出せるか、無理なのか、といった場面は、今申しあげた場合のみとなります。例えば、個人や会社のAさんから個人や会社のBさんへの土地や住宅の売買においては、村等の地方公共団体が関与して、許可を得たり、良いか悪いかを判断する仕組みにはなっておりません。法務局の管理しております登記情報への記載等によって管理されております。

水源地等の村にとって重要な地域の暮らしに欠かせない重要な土地が大規模に開発されることは、監視が出来ますが、開発行爲に当てはまらないような規模での、土地の所有権の移転には監視機能が働きません。

村の過去の経験では、宗教団体が林地を開発し住み着こうとした事例もあります。この教訓を生かし、監視体制を強化したいところですが、なかなか手立てが見つかりません。これからも広報活動等を通して、村内にお住まいの皆様にも顔の見えるかたちでの売買を行っていただければと思います。

当村では畑に出て土地の日常の管理体制はするように整っておりますけれども、個人情報に当る面もありまして、地元の方々から土地や建物の新規の取得情報を寄せていただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。事が済んでからになりますけれども、村には法務局から登記の所有権移転の情報の通知もまいります。登記の変更状況を注意していきたいと考えております。

国等も所有者の国籍等は監視する体制を、先ほど議員も申されましたけれども、将来体制を整えていくとの報道を目にしておりますけれども、このような問題に国の動きも見ながら、村としても対策できるような仕組みを作っていければよいと考えております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。4番議員渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） ご答弁の内容を踏まえひとつ伺います。

村民の皆さんからは気が付かない内に外部の団体に土地がわたってしまうのではないかと、隣の空き家に知らない人が出入りしていたら不安だ、といった声が寄せられております。川上村には現在130件以上の空き家があると承知しております。空き家の売買は個人の財産権に基づくものであり、村が踏み込むことは一切できません。

また総務課長のご答弁にありましたように、個人間で行われる土地取引の詳細については行政が把握できる仕組みも、現行法律もございません。しかしこうした空き家や土地の動きは地域で暮らす皆さんの安心に関わる大切な課題だと受け止めております。だからこそ行政が把握できる範囲の情報を丁寧に整理し、土地の動きの見える化を図ることが重要と考えております。

課長も先に述べられたように本村では過去に外部の宗教団体が拠点を構えようとした事例もございました。土地の転売が続き、実態が見えにくい中に進み、村が気づいた時には拠点化が進んでいたという、とても恐ろしいことが実際に起こっていたわけです。この経験は土地利用の変化をいち早く察知する仕組みの必要性を示すものだと考えております。そこで伺います。この過去の事例を踏まえ、村としてどのような点を課題として受け止め、再発防止についてどのように考えてこられたのか、お聞かせください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 先ほどの宗教団体等が入ってきた場合の話ですけれども、やっぱり地元の方々からの情報が一番になると思います。開発行為とか建物を建てているということになれば、なにかしらの動きがありますので、そのところは村でも把握しようと思っておりますけれども、やはり山の中とか、畑のすぐ隣となってくると、やはり地元の方々からの情報というのが一番必要となってくると思いますので、そういったものの情報をぜひお知らせいただければと思います。

先ほど来申し上げておりますけれども、村として対策できるということを条例化してもいいのですけれども、それにしても個人個人の売買については制限ができないということがどうしても出てきますので、それについてより良いルールづくりをできればと思いますけれども、今のところ地元からのそういった情報を得ながら村も対応していくというようなかたちが、今のところの対策としてはあります。

以上となりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 4番渡邊亜子議員。

○4番（渡邊亜子君） ただいまのご説明を伺い、過去の事例の課題認識と今後の方向性を理解しました。その上で私は条例に踏み込む前に、まずできることから始める入口対策が必要であると考えております。

次の観点は村の負担も少なく、すぐに取り組める現実的な対策です。

ひとつ目、森林法の届出情報を整理し、土地の動きを継続的に把握すること。

森林法の届け出は役場に必ず提出される確実なデータなので可能ではないかと思えます。

二つ目、水源周辺や保安林、隣接地など注意すべき区域を重点管理区域として整備すること。

三つ目、区と概況を共有し、住民の早い気づきが相談につながる体制を整えること、これが先ほどの宗教団体が入り込んで、最終的に手の付けようがあったのかなかったのか、そこまでいったわけです。これらはたぶん住民の早い気づきを行政が受け止める仕組みがあれば、そこまで行かずにどうにかなった例ではないかと思えます。

その3点です、これらはすぐにも着手しやすい入口対策となるものと考えます。

そこで伺います。こうした条例以前の運用ルールについて、今後村としてどの程度取り組んで進める可能性があるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 森林に関して届け出は当然のことながら産業課に届けられますので、情報を共有してまいっております。

また水源地などの保全を考えていくこととなりますけれども、こちらもやはり重要なこととなりますので、監視などを強化させていただきながらやっていければと思っております。先ほど来申し上げておりますけれども、やはり地元との情報共有が必要であるので、そういったことの情報をお寄せいただけるような仕組みをお願いしたいと思えます。

いずれにしましても、皆様方と情報を共有しながらの行政となりますので、そんなことのご理解をいただけるようピーアールですとか、お願いですとか、そういったものを

また強化していければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） 前向きな答弁をいただき安心しました。今後も住民の安心につながる取り組みが進むことを期待して私の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番議員の2項目目の質問を終結とします。

続いて、答弁を求めます。原生涯学習課長。

○生涯学習課長（原 達也君） 4番議員の川上村公民館の副館長選任における地区持ち回りの仕組み、そして男性に偏っている現状についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、現状とその認識についてであります。まず、公民館の副館長の選任につきましては、これまで長年にわたり、各地区に選任をお願いし、地区からの推薦をもとに村が任命するという方法をとってまいりました。

これは、公民館が地域に根ざした活動を展開する上で、地区の代表制を確保するという趣旨から、従来続けてきたものであります。

しかしながら、その結果として、事実上、毎年のように男性が選任される体制が続いてきたということは、村としても十分に認識しているところであります。

女性の参画がこれまで見られなかった理由につきましては、地区における役員の構成、地域行事の担い手の状況、公民館活動の歴史的な役割分担など、さまざまな背景があるものと考えております。特に、地区内の役員を男性が担うことが慣例化している地域もあり、その延長線上で公民館の副館長も男性が選ばれやすいという側面もあると把握しております。

いずれにいたしましても、女性が参加しにくい構造や慣例が結果として続いてきた点については、村としても改善の必要性を感じているところであります。

次に2点目、来年度に向けた女性参画の具体的な検討についてであります。

議員ご指摘のとおり、副館長2名のうち1名を女性とすることは、女性参画を具体的に進める上で、一定の方向性として有効であると考えております。多様な視点を公民館運営に反映させるという観点からも、女性の参画は極めて重要であると認識しております。

一方で、男女の割り当てる仕組みを制度として設けることにつきましては、地域の実情や人材状況との調和を慎重に見極める必要があるとも考えております。

制度として「必ず女性1名」と定めることが、かえって地区の負担感や形式的な選任を生む可能性もあるため、村としては、地域の自然な流れの中で女性登用が進むことが望ましいとの考え方も持っているところであります。

しかしながら、現状のまま自然な増加を待つだけでは、女性登用が進みにくいという

現実もあると受け止めております。『川上村総合計画』においても、男女共同参画社会の推進や『女性がさらに活躍できる環境の確保』を重要課題として掲げており、公民館運営においてもこの方針を具現化していく必要があります。

このため、今後は村としても選任過程にこれまで以上にに関わり合いを持ち、各地区に対して女性の登用について積極的に働きかけを行う方針であります。

具体的には、行政連絡員等を通じて、公民館運営における女性の役割の重要性について丁寧に説明し、推薦の段階から女性が候補として挙がるよう、意識改革を図ってまいります。また、副館長の役割や負担についても適切に共有し、女性でも無理なく務められるよう体制面の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、公民館が地域に開かれ、多様な住民が参画できる場となるよう、女性参画の拡大に向けて村として積極的に取り組んでまいります。

私からは以上です。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） 今のご説明を受けてもう1点確認させていただきます。

これまで副館長の選任は各地区にお任せしている中で役回りの慣例やなり手不足といった事情があり、結果として男性が続いてきたというお話だと思いますが、どこでもそうですが、女性参画推進ということがありますが、慣例、当たり前男性になるというように通常化してしまっていて、女性の方にいっさい目が向いていないわけです。

大深山で女性が出た時には、私はすごくびっくりしました。どういうふうなかたちで出たのかなと。これまで女性の方に一切目が向かず声をかけてこないのかなと思ったわけです。公民館長は毎年とか数年で変わるので前のことは分からないと思いますが、数年前にどうして女性は副館長に出ないのかと言ったら、やっぱりお願いしても出してくれないって話がありました。なので、こういう正式な場所です出した方がいいのかなと今回この質問をしたわけです。

これまで女性の方に目が向いていなかったわけです。区の方針としても行政連絡員の方としても。それは今までいっさい女性に目を向けず、女性には声をかけてこなかったことですか。それと大深山で女性が出たのはなんで出れたのかというのが疑問です。そここのところをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 原生涯学習課長。

○生涯学習課長（原 達也君） その件は分からないですが、私が思うのは、公民館の分館の役員も女性がほとんどいないのです。だからそこをお願いして女性を役員にしておけば、副館長の関係もよくなると思います。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子君） 経過は十分理解しました。公民館の活動は地域の多様な方が関わることでより豊かになっていくものと感じております。女性を必ず出さなければならないとか、女性に限るということではありませんが、女性が加わることで視点が広がり、公民館活動に良い変化が生まれるのではないかと感じています。

もし女性への声かけが不十分であったならば、来年度の副館長についてぜひ女性の方も候補の一人として行政連絡員の方に連絡していただいて、地区の順番だと思っておりますけれども、検討していただけることをお願いします。それが公民館体制の自然のバランスではないかと思えます。

女性の方のコミュニケーション能力とか、地域の発信力というのはすごいものがあると思っております。公民館事業でチケットが売れ残った時はチケットの販売を頼まれるのですけれども、そこに副館長が一人いれば、副館長にお願いして、コミュニケーション能力を使って公民館の運営もうまくいくのではないかと思えます。村としてその方向で地区の皆様の働きかけを進めていただくようお願いをして私の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 4番議員の3項目目の質問を終結いたします。

以上で4番議員渡邊亜子さんの一般質問を終わりにします。

ここで11時5分までと休憩いたします。

(10時53分)

(休 憩)

(11時05分)

○議長（由井秀樹君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告番号3 3番議員 古原和哉君。

○3番（古原和哉君） おはようございます。3番議員 古原和哉。通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

私からは川上村の財政についてと、今後の見通しについて伺います。現在の税収入は人口減や産業構造の変化で、伸びにくい状況だと思います。しかし持続可能な村づくりを考えると、地方交付税等も減ってくる中、同時に自主財源を確保して行かなければならないものと考えられます。

市町村によっては「ふるさと納税」に力を入れておられる市町村もあると聞きます。川上村では「ふるさと納税」についてどのような取り組みをされていますか。

また地方交付税等が減ってきた場合、村の財政にどのような影響が出ると考えられますか。私からの質問とします。以上よろしくお願いたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 通告番号3 3番議員 古原和哉議員の質問にお答えいたし

ます。私から(1)番と(2)番についてお答えいたします。

まず、川上村の財政の現状と見通しでございますが、本村の令和6年度における決算は、自治体の健全化を示す指標である実質赤字比率や将来負担比率において数値なし(赤字なし、将来負担なし)となっており、財政規模に対する公債費の割合を示す実質公債費比率も2.4%と健全な財政状況でございます。

一方で、令和6年度の歳入総額50億8,100万円に占める地方交付税額23億6,700万円の割合は46.6%であります。村税7億1,700万円ですが、村税の占める割合が14.1%であることから、財源の多くを地方交付税に依存している財政構造であると言えます。

本村の地方債残高は一般会計ベースで令和5年度がピークとなっており約57億円、令和6年度末には約53億円となっております。統合小学校建設では令和9年から3ヵ年で6億3,000万円の起債を借り入れる予定となっておりますので、令和11年までは償還額と借入額が拮抗し、残高は横ばいとなりますが、その後減少していく見込みです。

一方、公債費(毎年の償還額)のピークは令和13年に約8億円となる見込みです。本年度の公債費より2億円程度増加する予測となり、経常経費率や実質公債費比率などの一時的な悪化が懸念されます。

しかしながら地方債の元利償還金は、交付税措置されるため、公債費の増加に伴い地方交付税額も増加します。その措置率は辺地債で80%、学校教育施設等整備事業債で60%であります。よって理論上は公債費の増加に伴い、交付税も増額されるので、公債費増加による負担は軽減されるものと考えております。

(1)番の自主財源に関するご質問であります。令和6年度決算において歳入のうち村税等の自主財源が約3割、地方交付税、補助金等の依存財源が約7割でした。

自主財源の根幹である村税の徴収率を上げることは、税の公平性の観点からも重要ですので、滞納整理の強化を図ってまいります。

村税の納入は義務ですが、滞納者の中には納税意識の低い方も多いため、広報活動に注力してまいります。

また価格高騰で公共施設の光熱費や燃料費などの維持が膨らんでいる中、上下水道料金をはじめとする使用料、負担金等で、長年料金改定を行なっていませんので、住民の負担感を考慮しながらも、適切な価格転嫁を図ることは住民サービスを維持して行く上では必要であると考えております。

次に(2)番の地方交付税の関係であります。地方交付税制度とは自治体が標準的な行政サービスを提供するために必要となる一般財源の歳出額である「基準財政需要額」から標準的な税収入である「基準財政収入額」を差し引き、その差額を普通交付税として国が再分配するものでございます。

総務省では、令和8年度の概算要求において、令和7年度比2%増の総額19兆3,367億円を要求しており、地方財政の状況を踏まえ、今後の地方負担の状況等によっては引き上げることとしております。

実際に本村の普通交付税の配分額は若干の増加傾向にあり、直ちに交付税が減額されることはないと考えております。

とは言え、議員ご指摘のとおり地方交付税に大きく依存している本村の財政状況を踏まれば、中長期的には交付税額が減少していくことも想定し、積極的な繰上償還や無駄を省いた予算策定など、引き続き財政の健全化に向け適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

また5年に一度の国勢調査により基礎数値としての本村人口が更新されることから、今後の交付税額の変動に注視してまいります。

最後に基金に関してでございますが、財政調整基金や減債基金など特定の目的以外に充てられる基金を18億円保有しており、特目基金も含めると60億円ほどありますので、万が一の場合にも対応できるよう余裕を持っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） それでは川上村の「ふるさと納税」はどのようなことをやっているのかというご質問ですけれども、こちらにお答えさせていただきます。

川上村ふるさと納税について、まずどのようなことをやっているのかですけれども、4通りの方法がございます。ふるさと納税の通常な形ですけれども、これによりまして返礼品を送りする形のふるさと納税を行なっておりますのが「さとふる」と「楽天ふるさと納税」となっております。

3点目としては、電子クーポンでございまして、「ふるさと応援納税 電子クーポン」の方法がございます。これが通常形の3方法です。

またもう1つとして、直接寄付をいただいているという方もおりますので、こちらの取り扱いも実施しております。こちらについては4件ありまして、34万2,224円にのぼっております。

「さとふる」と「楽天ふるさと納税」、「電子クーポン」の3種類からの本年度のふるさと納税寄付の件数ですけれども、こちらは38件となっております、寄付額は72万9,500円となっております。

「ふるさと納税」の寄附の返礼の形ですけれども、この形としてどのようなものを用意しているかといいますと、「さとふる」と「楽天ふるさと納税」におきましては、ふるさと納税いただきます金額に応じて、返礼品をお送りすることとなります。返礼品は17種類ございますけれども、例えばこの時期には生産しておりません玉レタス等は受付対

象外となっております、現在選べる品目は3種類のみとなっております。

また昨年度から始めました「川上村ふるさと応援納税電子クーポン」はゴルフ場やキャンプ場を利用していただいた際に、ふるさと納税としていただきます。そのふるさと納税の返礼として電子クーポンをお返しいたします。そのクーポンの額によりまして、その日の精算からでも使用できるようになっております。ゴルフ場の利用料金ゴルフ場やキャンプ場の宿泊代、食事代等のゴルフ場やキャンプ場での利用の料金にも充てられるというものです。

村の関係でいいますと、金峰山荘も来シーズンですけれども、来シーズンからは電子クーポンを利用可能とすることとなりました。この方法での寄付件数は11月現在で6件38万7,000円にもなっておりますので、今後もこの方法によるふるさと納税が増加し、多くの方に利用していただければと思っております。

ふるさと納税を増やすための方策ですけれども、「さとふる」と「楽天ふるさと納税」経由の寄付につきましては、特産品や地域の品が少ない当村でありますので、何か目新しい物を開発したり、市町村の返礼品を参考にしながら川上村の特性を活かした返礼品を用意したいと考えております。農産物または林産物、地域の暮らし等の中から見つけ出せばいいと思っておりますので、何か良い案がございましたらお寄せいただければと思っております。

今年ですけれども、林務の担当からはカラマツを利用した「木の積み木ブロック」の作品を完成させました。カラマツの風合いを活かしながら木の温もりを感じながら楽しめる「積み木ブロック」となっておりますので、こちらも来年度予算で予算化できましたらそういったものを返礼品として設けて行ければと思っております。

またちょっと明るい話題ですけれども、この12月からですけれども、むらづくり推進課に地域おこし協力隊員の方が在籍していただくことになりました。業務の中でこの方にも返礼品等を発見、開発していただきたいと考えておりますので、私は今後に期待しております。

先ほども申し上げました「ふるさと納税応援電子クーポン」は昨年度からの取り組みではありますが、想定以上の寄付額を頂戴しております。今後も電子クーポンを利用できる場所等を増やしていただき、使いやすさも兼ね備えた電子クーポンとしていければと思っております。

いずれにしても、魅力のある返礼を準備できればと思っておりますので、今後も更なる検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 3番議員 古原和哉君。

○3番（古原和哉君） 財政の説明ありがとうございました。少し安心しました。川上村

として、自主財源を増やすための対策や可能性を考えますと、農業の付加価値を高める取り組み、観光による収入の増加、新たな事業者の誘致、特にふるさと納税の強化などが挙げられます。姉妹都市である恩納村ではふるさと納税による寄付金がホームページで調べたところ 34 億円と載っています。状況は違うにしろ、ふるさと納税も計画性をもって目標を定めて進んでいただきたいと思います。お願いをいたします。

またほかに自主財源の確保に努めていただきたいと思います。川上村としてはどのようなお考えがありますかお聞かせください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 今の古原議員のご質問にお答えしますが、今ご提案がありましたとおり農業関係ですとか観光の収入それから企業誘致等それぞれ担当は別でございますが、それぞれの担当部署において自主財源の確保を今後検討して行くと思います。また「ふるさと納税」も今先ほど答弁にあったとおりでございます。

また企業誘致等に関しましては、仮に企業等来た場合には、固定資産税ですとか法人税等の税収入も増えるということも当然考えられますので、そうしたところも含めまして、村全体としてそれぞれの部署で自主財源の確保に、どんなものがあるのかということのを今後考えていながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（由井秀樹君） 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） すみません。先ほどお願いしましたとおりとふるさと納税については今後とも更なる充実というか寄付金を集めていくような方策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 3 番議員 古原和哉君。

○3 番（古原和哉君） 私からのお願いとして高齢化の問題、人口減少対策、子育て支援、環境整備、道路、水道などのインフラ整備、村の産業である農業の支援等があります。また小学校建設、宅老所等の計画があります。村に対してこのような事業を継続的に行なっていける村づくりをお願いをいたしまして、私からの質問は終了です。

○議長（由井秀樹君） 以上で 3 番議員 古原和哉君の一般質問を終ります。

一般質問を続けます。通告番号 4 9 番議員 大西たま子さん。

○9 番（大西たま子さん） 9 番議員 大西たま子です。甲武信ユネスコエコパークについて質問します。2019 年 6 月甲武信ユネスコエコパークに川上村が認定されました。その時の様子が KCV で甲府での認定式の様子が放映され、記憶にある方も多いと思います。その後も推進協議会の加盟している 10 市町村での会議の様子なども KCV で観ることができました。

しかしユネスコの認定を受けてから 6 年になりますが、この間の様子が見えてきませ

ん。これまで村ではどのような取り組みがされてきたのか。また協議会としてのどのような取り組みがされてきたのか伺います。

もう1つ目はエコパークというブランドが村についていたわけですので、これを活かした観光地域経済をどのように進めていくのか、これからの見通しについて伺います。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） それでは私から甲武信ユネスコエコパークについて1つ目。認定されて6年が経過したが、これまでどのような取り組みを行なってきたか。

2つ目、ブランドを活かして観光経済活動を進めるべきと考えるか、これからどのような計画を進めていくかについてお答えします。

甲武信ユネスコエコパークについては、令和元年度に認定登録されたところであります。国内で10地域の認定箇所がございます。今回の甲武信ユネスコパークについては埼玉県、山梨県、長野県及び構成市町村、6つの市と1つの町で、川上村を含めた3つの村によって構成されております。推進協議会を中心に、広域的なPR活動を行なってきたところでございます。

先ほど主だった活動が見えてこないというご質問いただきましたけれども、登録直後に新型コロナウイルスの感染症の流行に見舞われ、十分な周知や誘客が図れなかったことから、アフターコロナとなった現在におきましては、協議会が一致団結して認知度の向上を最優先課題として連携して取り組みを進めているところでございます。

本年度の主な取り組みといたしましては、促進を目的としたスタンプラリーの実施や川上村でのポイントは信濃川上駅でございました。地域の魅力を再発見していただくためのフォトコンテストの開催などを現在行なっているところでございます。

また本村独自の取り組みといたしましては、庁舎への認定横断幕の設置によるPRのほか、エリアの玄関口となる川端下地区および梓山地区に案内看板を設置し、住民や来村者への周知を図ってきたところでございます。

2つ目の今後につきましては、推進協議会による広域的な取り組みを継続しつつ、村独自の施策についても検討を進めてまいります。

具体的にはエリア内に所在する金峰山荘においては、今改修を予定しているホームページがございしますが、その新しいホームページへの情報掲載をさらに進めることやこの場所に外国人の観光客が多いということで、英語版のパンフレット配布等を通じ、外国人の皆さんへの情報発信の強化を図ることを検討しているところでございます。

議員ご指摘のとおり甲武信ユネスコエコパークを1つのブランドとして活用し、誘客につながる施策の検討を引き続き進め、地域の活性化を努めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 9番議員 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 発足してすぐにコロナがあったということは理解し、また活動もかなり制約されたということで、十分に機能しなかったのかと思うのは発足してすぐに何かアピールがあれば少しは今の状況が改善されたかなと思いますけれど、これからの活動に期待したいと思います。

そこで私はやはり村民の中でも充分知られてないんじゃないかと思ひまして、広報活動の提案をさせていただきたいと思ひます。

まずロゴマークの活用をしてはいかがかと思ひています。ある地域では役場で使われている封筒や職員の名刺、チラシなどにロゴマークを印刷して、それを活用しているということです。また子供達にロゴマーク入りのティッシュを配るなどして広報に努めているということです。

川上でも植樹祭や川上レタスカップなどに多くの子供達が参加しています。そういうところを利用して、子供たちにもエコパークで川上はエコパークに加盟している認定されているんだよということを知らせることは大事なんじゃないかと思ひます。

ユネスコエコパークとは何なのかを広く知られていないということは残念ですが、川上村は甲武信岳、金峰山の麓一帯のレタス畑また川端下、梓山地域が認定されていますが、村内はもとより村を訪れる人また村を外から見ている方にも是非知らせていくことが大切と思ひます。

そういう中では看板の設置のこともされていましたが、梓山のバス停には看板が確かに設置されています。しかしその看板は秩父多摩甲斐国立公園という大きな看板が設置されています。その隣に3分の1くらいと思われる確かにユネスコエコパークの看板が立っています。しかしそれではとても見えづらくて、気付かずに通り過ぎて行く人が多いのではないかと思ひます。

そこで提案です。源流への入口でもあり、甲武信岳への登山口の毛木平と金峰山の登山口でありロッククライミングの基地でもある廻り目平にも看板を設置してはいかがでしょうか。その時には外国人も対象にした英語版の看板も併せてお願いできたらと思ひます。

また川上への玄関口である川上駅や国道から入る2箇所のところ設置するのも大変有効ではないでしょうか。

それと村のホームページの中にはエコパークのことが載っていないような気がするのですが、先ほど廻り目平の金峰山荘の方で、施設の改善とかもあったと思ひますけれども、そこにパンフレットを置くとかあるいは英語版のパンフレットを置くというこ

となんですけども、また振興公社に協力してもらって、SNS の発信もしていったらいかがかと思います。

それとある地域では行事や催しの時にブースを設けてパネル展示をしているそうです。このパネルは事務局に相談すると貸していただけるということなので、そういうことも川上村では山菜祭りとかあるいはいろんなフィッシング大会のときなどにもちょっとそういうのを置いて、理解を深めるという取り組みが大事ではないかと思います。こういう取り組みを提案しますが、村としての考えを伺います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） 大西議員の方から様々なご提案いただきありがとうございます。

議員おっしゃったとおり、村独自のいろいろなアピールというのが必要だと私も感じておりますので、村の玄関口、村営バスの車両内、エリアの入口等の周知はもちろんのこと、学校での教育現場での勉強とか、村のホームページ等いろいろな村の野菜 PR の授業も予定されていますが、いろんなところでそういったアピールをし、できるだけ多くの皆さんに観光客の誘客に繋がればというような施策を検討してまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 9 番議員 大西たま子さん。

○9 番（大西たま子さん） 是非この取り組みを進めて、広報活動を活発にさせていただいて、川上村がエコパークに認定されているということを広く伝えていっていただきたいと思えます。

先ほど答弁にありました今までの取り組みの中で、協議会として一緒に連携して取り組んできたというスタンプラリー活動で川上駅をポイントにしたってということと、あとはフォトコンテストというのもあったとやっているってことですのでけれど、これらについてももっと村民に周知していただけたらと思います。

それと次の提案に入ります。

観光と地域経済への発展を目指す取り組みということで、5 年計画にもこのことが目標として挙げられています。甲武信ユネスコエコパークはユネスコによって国際的に認定された地域で先ほども報告ありましたが、全国では現在 10 地域が認定されています。

川上は高地での気候を活かしたレタスを主とした高原野菜の産地として、また自然と人間社会の調和がとれていること、多様な生態系の保全の重要な地域であり、持続可能な発展を国内外にモデルとして示す取り組みが行われているということです。

これらのブランドを持って観光と地域経済に活かす方法を考えて進めていくことが先ほども述べられましたが、とても大事ではないかと思えます。

観光では川上のこの豊かな自然を知ってもらおうということで、この自然の中で例えば森林セラピーとか、森ヨガあるいは自然観察あるいはトレイルランなどそれとロッククライミング教室そして農業体験などが参加者にそういう体験が考えられますが、いかがでしょうか。

そしてそのところで関わる人たちが、就労の場が作られるのではないのでしょうか。このように活発に観光を活かした地域経済活動を進めていくのはいかがでしょうか。どのように考えているのか伺います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） 先ほどの回答と重複しますが、ユネスコエコパークというものを多くの皆さんに周知するために村もいろいろな行事やイベント PR 活動または名刺やら名札いろいろなことが考えられますので、できるだけ多くのことをやって行きたいと思っておりますので、またいろいろな部署の方と協議しながら広げていきたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 9番議員 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） ありがとうございます。是非この機会に活発なユネスコエコパークへの取り組みを進めていっていただきたいと思っております。

今、人々は物質的な豊かさから心の豊かさを求めると思っています。日常の生活から一歩離れて自然のこの川上の自然の中で深呼吸をしてもらっている場として、川上から人々の心の安らぎを提供することにやりがいを持って、是非今答弁いただいた事業を進めていっていただきたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で9番議員 大西たま子さんの一般質問を終わります。

一般質問を続けます。 通告番号5 5番議員 渡邊 正君。

○5番（渡邊 正君） 通告に従いまして1点、産業課長にお伺いします。

植樹祭で植樹した樹木の管理についてです。村と森林組合で行なっている植樹祭において、毎年場所を変えて様々な樹種の苗木を植樹しています。植樹祭が終わった後の植林の管理について、どのように行なっているのか、またその後の生育状況や野生動物の食害状況について、答弁をお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） それでは私から植樹祭で植林した樹木の管理についてお答えします。

村の植樹祭は林業振興の促進、「植えて育てる」を基本理念とし、近隣町村や各関係機関、小学校の緑の少年団そして林業を通じた交流町村である根羽村や大桑村の皆さん等にご参加いただき、南佐久南部森林組合と協力しながら交流発展を目的として、本村の

恒例行事として以前から行なっているものでございます。

これまで村内の様々な場所において実施してきており、主にカラマツやモミ等の植樹を行なってきたしております。

近年では高登谷湖周辺の整備に伴う植樹を行なっており、議員の皆さんにも毎年ご参加いただいておりますが、令和5年度は湖畔近くの二ツ橋付近でカラマツを植樹、令和6年、7年度は湖畔周辺とステージ裏にツツジを植樹したところでございます。

その後の管理については、森林組合と連携しながらそこも含めて村有林の森林整備事業を行なっており、その中で管理をしていただいております。カラマツはシカによる食害もある程度見られますが、概ねその後順調に生育しております。直近で植えた湖畔のツツジについては、職員が定期的に管理していますが、シカによる食害、乾燥等により枯れているものが目立っており、今後の見直しも検討しております。

次年度からの植樹祭においては、植樹の場所、別の樹種の再検討、今のところ令和8年はステージ裏にカラマツの植樹を討しているところでございますけれども、管理とも含めて適切に行なっていきたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 5番 渡邊 正君。

○5番（渡邊 正君） 村の植樹祭は毎年恒例の行事として相当の歴史を積み上げてきたと思っております。この事業は森林や緑に対する理解を深め、将来の環境を豊かなものに築いていく啓発活動の他に、村の子供たちをはじめ大勢の参加者によって植樹された苗木を立派に育てていく事業であります。

毎年新たな場所に植樹することから管理する面積も増えていきますし、野生動物の食害や植樹した後の環境の変化により、管理も大変となりますが、せっかく皆で植樹した苗木ですので、その後の管理についてしっかり行なってほしいと思っております。

また植樹祭のやり方や場所選定にもいろいろと工夫すべき課題があると考えます。

今年5月の植樹祭では高登谷湖や野外ステージ周辺に植樹を行いました。山菜祭りや釣り等で大勢の人が集う交流拠点の環境整備ができたことで、会場の選定は非常によかったと思っております。その他に苗木を植樹することも大切ですが、下草刈りや間伐、食害防止保護ネットを被覆する作業などを行い、森林を育てるということも植樹祭の大義であると考えますので、ご検討いただければと思っております。

毎年実りある植樹祭ができることをお願いしまして、植樹祭に関する質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上5番議員 渡邊 正君の一般質問を終わります。

## 散 会

○議長（由井秀樹君） これで本定例会に通告があった一般質問を終わります。

本日の日程は終了しました。なおこの後社会文教委員会を開催しますので、委員の方は委員会室へお集まりください。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦勞様でした

(11時48分)

## 令和7年川上村議会第4回定例会（最終日）

令和7年12月17日

（開会 10時00分）

○議長（由井秀樹君） おはようございます。

本日は全員の出席を得ております。

これから本日の会議を開きます。

### 日程第5 議第67号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第5 議第67号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第67号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

### 日程第6 議第68号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第6 議第68号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第68号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第7 議第69号 川上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定**

○議長（由井秀樹君） 日程第7 議第69号 川上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第69号 川上村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第8 議第70号 川上村火入れに関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 日程第8 議第70号 川上村火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第70号 川上村火入れに関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第9 議第71号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 議第71号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 71 号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 10 議第 72 号 川上村営バス設置条例の一部を改正する条例**

○議長(由井秀樹君) 日程第 10 議第 72 号 川上村営バス設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 72 号 川上村営バス設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 11 議第 73 号 令和 7 年度川上村一般会計第 3 回補正予算**

○議長(由井秀樹君) 日程第 11 議第 73 号 令和 7 年度川上村一般会計第 3 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 73 号 令和 7 年度川上村一般会計第 3 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 12 議第 74 号 令和 7 年度川上村営バス事業特別会計第 1 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 12 議第 74 号 令和 7 年度川上村営バス事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 74 号 令和 7 年度川上村営バス事業特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 13 議第 75 号 令和 7 年度川上村特別住宅特別会計第 1 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 13 議第 75 号 川上村特別住宅特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 75 号 令和 7 年度川上村特別住宅特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 14 議第 76 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 2 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 14 議第 76 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 76 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 15 議第 77 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 1 回補正予算**

○議長(由井秀樹君) 日程第 15 議第 77 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 77 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 1 回補正について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 16 議第 78 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計第 1 回補正予算**

○議長(由井秀樹君) 日程第 16 議第 78 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計第 1 回補正予算を議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 78 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計第 1 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第 17 議第 79 号 南佐久郡教育支援委員会共同設置規約の一部を改正する規約について**

○議長（由井秀樹君） 日程第 17 議第 79 号 南佐久郡教育支援委員会共同設置規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 79 号 南佐久郡教育支援委員会共同設置規約の一部を改正する規約について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第 18 議第 80 号 財産（土地及び建物）の取得について**

○議長（由井秀樹君） 日程第 18 議第 80 号 財産（土地及び建物）の取得についてを議題といたします。

説明は済んでいますので質疑に入ります。質疑ございませんか。

9 番議員 大西たま子さん。

○9 番(大西たま子さん) 前に蕨市で働いていたという方からお話を伺ったのですが、かなり稼働している最中でも排水がしょっちゅう詰まっていたとかあるいは水漏れがあったというようなことをおっしゃっていました。排水は木の根っこが排水溝に伸びて詰まってしまうらしいんです。それと水漏れも地下なのですごくお金がかかるということで、苦労したというお話を聞きました。そういう工事費も見積もって 2,200 万円の予算なのかあるいはそういうことを知らないでこの取得をするのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 現在お願いしています 2,200 万円余りですが、この価格については先日も申し上げたかと思いますが、土地の取得価格ということで、蕨市側で鑑定士を入れた結果、この金額となりました。

建物についても鑑定の結果は出ているわけですが、今議員おっしゃるように排水のことはちょっと承知していませんけれども、上水道についてかなり漏水があるということで、建物については修繕が必要だということで、建物の費用については鑑定の結

果は反映してないとのことですので、土地価格のみの費用で取得しようということで話になっております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） これを取得した後、村はどのように運用を考えているのか、その辺は私聞き漏らしたのか、それともちょっとその辺がよく分からないもので、その辺を改めて説明をお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 今取得をしたいという建物と土地ですけれども、これについては将来どういった形で使用して行くかということは今後模索していく状態です。

ただもうすでに近隣のところですか、あと村内の方からも貸して頂きたいような話はもう来ておりますので、そういったところで健全に運用できればと思います。健全というのはあそこが保健休養地別荘地ですので、あまりこうなんでしょうか派手な商売とか民泊を派手にやるとかそういったことはなるべく避けたいという考えもありまして、蕨市側も川上村にやっていただければ、そういったことの制限もできるのではないかとということで、先日の一般質問にもありましたけれども、水源地でもありますので、やはりその保全ということもあたりとか、あそこの施設の健全な維持と管理、今後の運営ということで、村に買っていただきたいということでお話をしております。

あそこは基本的には村が今のところ所有しております、この4月から近隣の三鷹市とかまた違うところでもあるんですけれども、そういったところに貸し出しをしようということで考えております。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 説明ありがとうございました。よく分かりました。この値段が高いかどうか私は分からないのですけれども、とにかくやはり水源の保全とかあるいは今国会でも議論されて提案されているようなやたらめったら変な所に、変な所という失礼ですけども、そういうことがないように是非、健全な関係の場所で使っていただけたらというのが私の願いです。以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で9番議員 大西たま子さんの質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 1番 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 今、大西さんが言ったのと同じなんですけれども、取得に関しては私もこの前現場を見させてもらって建物等も結構まず使えるなと思ったんですけれども、床とかそういうところとかベランダ、あとお風呂とかはちょっと使えるような気がしなかったんですけれども、せつかく購入して今総務課長が言ったように使い道がある程度少しあるのであれば、お金をかけてでも修繕して綺麗な状態で貸し出せるようにして、無

駄にならないように運用してもらいたいと思います。これはお願いですけど。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で1番議員 中嶋治樹君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第80号 財産（土地及び建物）の取得についてについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩いたします。自席にてそのままお待ちください。

（午前10時23分）

（休憩）

（午前10時24分）

○議長（由井秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### **日程第19 陳情第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情**

○議長（由井秀樹君） 日程第19 陳情第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情を議題といたします。

本陳情については社会文教委員会に付託されていますので、その審査結果を社会文教委員長から報告を求めます。社会文教委員長 川上真人君。

○社会文教委員長（川上真人君） =陳情第6号報告)

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は採択です。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がございませんので、社会文教委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを

求める陳情について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定いたしました。

ここでお諮りします。追加第1号として

日程第1 議第81号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議第82号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議第83号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 委員会の議会閉会中の継続調査の件

を日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。お配りした追加日程表の日程番号のとおり、議題とすることに決定いたしました。

#### **追加日程第1 議第81号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**

○議長(由井秀樹君) 追加日程第1 議第81号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。 由井総務課長。

○総務課長(由井正一君) =議第81号説明=

○議長(由井秀樹君) 質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決を行います。

議第81号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

**追加日程第2 議第82号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する  
改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 追加日程第2 議第82号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第82号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決を行います。

議第82号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

**追加日程第3 議第83号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 追加日程第3 議第83号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第83号説明=

○議長（由井秀樹君） 説明が終了しました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第83号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は、原案のとおり可決しました。

#### 追加日程第4 委員会の議会閉会中の継続調査の件

○議長（由井秀樹君） 追加日程第4 委員会の議会閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

#### 閉 会

○議長（由井秀樹君） 以上で本定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和7年第4回定例会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

（閉会 10時46分）

上記会議の顛末を記載し、相違なきことを証するため  
署名議員と共に署名する

令和 年 月 日

川上村議会議長

署名議員第 番

署名議員第 番